

2020年度 原子力事業者防災業務計画修正に係る主な修正点

(主な修正点)

1. 原子力災害対策指針等改正(2020年2月)に伴う事業者EAL判断基準の見直し

- (1) 原子力災害対策指針等改正を踏まえたEAL判断基準の見直し
- (2) EAL判断基準に係る記載(様式)の全面見直し

【補足説明】

2020年2月5日の原子力規制委員会にてEAL見直しに係る「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針解説」および「通報規則」の一部改正について決定された。その後、2020年2月21日の官報にて公布され、2020年8月21日より施行されるため、それに向けて修正届出を実施する。(別表3-1-22、別表3-1-23、別表3-3-29を見直し)

2. 新規制基準を踏まえた保安規定変更等に伴う反映

- (1) シビアアクシデント対策等に関する資機材の反映
- (2) 原子力防災要員の要員数見直し 他

【補足説明】

新規制基準を踏まえた保安規定認可に伴い、SA資機材、防災要員について見直しを反映する。(別表2-1-1、別表2-3-6、別図2-1-1への追加(変更))

3. ERS S伝送パラメータ項目の見直し

- (1) 原子力規制庁要請に伴う美浜3号機、高浜1,2号機および高浜3,4号機の追加予定パラメータ案をERS S伝送パラメータ項目へ追加

【補足説明】

高浜1,2号機および美浜3号機に係る原子力規制庁からの要請パラメータについて、パラメータ案および運用開始時期を反映する。

また、高浜3,4号機の一部パラメータ案を追記する。(別表2-5-16へ追加)

4. 前回届出以降提出した読替表の反映

- (1) 国土交通省自動車局の組織再編(2020年4月)に伴う通報(連絡)経路(事業所外運搬)および報告(連絡)経路(事業所外運搬)の見直し
- (2) エネルギー研究開発拠点プロジェクトチームから嶺南Eコーストプロジェクトチームへ組織名称の変更(2020年4月)に伴う非常招集連絡経路の見直し

5. その他

(1) 社内組織改正（2020年6月予定）に伴う非常招集連絡経路の見直し

(2) 原子力防災資機材の点検内容追加等に伴う見直し

【補足説明】

原子力規制庁からの指導により、防災資機材等に係る点検内容について記載することが要求され、「点検内容」項目を追記する。（別表 2-3-4、別表 2-3-5 等へ「機能確認」、「外観確認」などの点検項目を追加）

(3) 新緊急時対策所の運用開始に伴う見直し【美浜発電所、大飯発電所】

【補足説明】

2019年度の修正において高浜発電所で実施した内容と同様に大飯新緊急時対策所の運用開始に伴う現行緊急時対策所および代替指揮所の記載について、本文第2章第5節1.および第3章第1節2.ならびに別表 2-5-13 から削除する。

(4) その他、記載の適正化

【補足説明】

原子力災害対策特別措置法の用語への整合

- ・「原子力災害事前対策」を「原子力災害予防対策」へ記載を適正化
- ・「原子力災害中長期対策」を「原子力災害事後対策」へ記載の適正化 他

以 上